

事務連絡
平成23年5月26日

各 保険医療機関(薬局)
訪問看護ステーション 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 海 沼 茂

東日本大震災に係る診療報酬等請求の取扱いについて

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱いについて下記のとおり取りまとめましたので御確認願います。御不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

また、震災関係通知につきましては厚生労働省ホームページも併せて御確認いただきますようよろしくお願いたします。

記

1 被災された被保険者の6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い

(1) 国保保険者及び後期高齢者医療広域連合による一部負担金等の免除証明書の発行準備のため、一部負担金等の**支払猶予期間が6月末まで継続**されます。

- ・ 支払猶予(災1)の診療報酬明細書の記載方法は従前のとおりで変更ありません。

(2) **平成23年7月1日以降**は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払いが免除されます。

- ・ 一部負担金等の免除証明書を提示された場合は、診療報酬明細書の入院は「負担金額」、外来は「一部負担金額」の欄の**免除を○で囲むか「免除」の記載**を行ってください。オンライン及び磁気媒体での請求の場合は**「減免区分コード」に「2」(免除)を入力**してください。(食事療養標準負担額の免除は摘要欄へ「免除」を記載または入力)

※一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額のことをいいます。

2 保険医療機関等における確認等

(1) 平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとなります。

(2) 上記1(2)のとおり、一部負担金を免除する場合は免除証明書が必要となります。有効期限を必ず御確認ください。

なお、現在、被保険者証紛失等により未提出の場合は被保険者証の再交付を受けるよう、一部負担金等の支払を猶予している患者に対しては免除証明書の申請を保険者に行うよう、周知に御協力をお願いいたします。

【参考】平成23年5月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

- ・ 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その6)(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)

担当:審査管理課管理係
TEL 019-623-0951